

目 次

I 厚木市建築行政資料	
1 厚木市の概要	1
(1)市制施行	
(2)行政区域面積	
(3)特定行政庁の発足	
(4)人口・世帯数の状況	
2 都市計画区域・用途地域等面積	1
(1)都市計画区域等面積	
(2)防火・準防火地域等面積	
(3)用途地域別面積	2
II 建築行政組織	
1 部課機構と職員数	3
2 事務分掌	4
III 予算及び決算	
1 歳入	5
2 歳出	5
IV 建築指導行政統計	
1 年度別確認申請等受付件数	6～8
2 令和4年度確認申請受付件数	9
(1)建築物確認申請受付件数(用途別・地区別)	9
(2)建築物確認申請受付件数(構造別・地区別)	10
(3)建築物確認申請受付件数(階数別・地区別)	11
3 厚木市及び指定確認検査機関の確認等処分状況	12
(1)確認処分、中間検査、完了検査件数	
(2)建築確認交付件数(法区分等内訳)	
4 計画通知件数	13
5 許可状況	13
6 仮使用承認件数	13
7 道路位置指定の申請状況	13
8 木造住宅耐震改修促進事業申請状況	13
9 長期優良住宅申請状況	13
10 みんなのバリアフリー街づくり条例申請状況	13
11 耐震改修促進法申請状況	13
12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の届出状況 ..	13

13 防 災	14
(1) 定期調査等の報告件数	
(2) 防災査察状況	
14 建設リサイクル法に基づく届出及び通知等の状況	14
V 建築審査会	
1 建築審査会委員	15
2 建築審査会実績	15
VI その他の統計	
1 神奈川建築コンクールの実施状況	15
2 建築協定一覧	16

I 厚木市建築行政資料

1 厚木市の概要

厚木市は、古く江戸時代には「小江戸」と呼ばれ、交通の要衝として栄えてきたが、大正13年の相模鉄道、昭和2年の小田急電鉄の開通により東京、横浜との結びつきが深まり、昭和30年2月1日町村合併によって、厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村の1町4箇村が合併して厚木市となり、さらに同年7月には相川村、依知村の2箇村を、翌31年9月には荻野村を編入して今日に至っている。

昭和50年代後半からは、森の里を中心とした研究開発型企業の立地や業務・サービスなどの産業も集積され、多機能を有する都市として成長した。

現在、厚木市は、業務核都市として首都圏の機能の一部を担う役割が求められており、これまでの成果と都市機能の集積を生かし、新たな時代を展望した厚木らしさの創造に向け、自然環境と調和した特色あるまちづくりを推進している。

- (1) 市制施行 昭和30年2月1日
- (2) 行政区域面積 93.84 km²
- (3) 特定行政庁の発足 昭和59年4月1日
- (4) 人口・世帯数の状況（令和5年4月1日現在）
 - 人口 223,815人
 - 世帯数 104,076世帯

2 都市計画区域・用途地域等面積

(令和5年3月31日現在：令和元年9月13日最終更新)

(1) 都市計画区域等面積

区域区分	面積(ha)	比率(%)	適用
都市計画区域	9,384	100.0	行政区域全域
市街化区域	3,201	34.1	
市街化調整区域	6,183	65.9	

注) 行政区域の増加に伴う区域の変更が予定されています。

(2) 防火・準防火地域等面積

地域区分	面積(ha)	比率(%)
防火地域	103	1.1
準防火地域	1,633	17.4
指定なし	7,648	81.5

(3) 用途地域別面積

	用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)	面積(ha)
市街化区域	第1種低層住居専用地域	50	100	404
	第2種低層住居専用地域	—	—	0
	第1種中高層住居専用地域	60	200	555
	第2種中高層住居専用地域	60	200	41
	第1種住居地域	60	200	714
	第2種住居地域	60	200	188
	準住居地域	60	200	44
	近隣商業地域	80	200	52
			300	19
	商業地域	80	400	76
			500	21
			600	6
	準工業地域	60	200	510
	工業地域	60	200	374
	工業専用地域	60	200	197
計				3,201
市街化調整区域	無指定(指定区域を除く区域)	50	100	6,142
	無指定(指定区域)	60	300	20
	第1種住居地域	60	200	20
	商業地域	80	400	1
	計			

*無指定の区域については、平成16年4月1日に指定

*端数処理の関係で、必ずしも正確な数値と一致しません。

II 建築行政組織

1 部課機構と職員数（令和5年4月1日現在）

市長室

政策部

総務部

財務部

福祉部(福祉事務所)

市民健康部

こども未来部

協働安全部

環境農政部

産業振興部

まちづくり計画部

都市整備部

道路部

会計課

消防本部

市立病院

議会事務局

教育委員会 他

都市計画課

住宅課

建築課

建築指導課

開発審査課

まちづくり指導課

課長

1人

建築指導係

5人

※内、会計年度1人

建築審査係

5人

建築安全係

3人

2 事務分掌

《建築指導課》

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく特定行政庁及び建築主事の事務に関する事。
- (2) 指定確認検査機関の報告及び指導に関する事。
- (3) 建築物等の違反防止並びに違反建築物の是正指導及び措置に関する事。
- (4) 建築物の防災に係る指導及び定期報告に関する事。
- (5) 建築基準法に基づく許認可等に関する事。
- (6) 建築基準法に基づく建築協定等の指導及び啓発に関する事。
- (7) 建築基準法に基づく道路の指定等に関する事。
- (8) 建築物の応急危険度判定に関する事。
- (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務(建築物に係るものに限る。)に関する事。
- (10) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成7年神奈川県条例第5号)に基づく事務に関する事。
- (11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく事務に関する事。
- (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等の事務に関する事。
- (13) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）に基づく住宅耐震改修の証明に関する事。
- (14) 租税特別措置法に基づく優良住宅及び良質住宅の認定に関する事。
- (15) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく事務に関する事。
- (16) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関する事。
- (17) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条及び第105条に基づく事務に関する事。
- (18) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に関する事。

Ⅲ 予算及び決算（令和4年度）

1 歳入

（単位：円）

予 算 科 目	予 算 額	決 算 額	申請件数	決 算 内 訳
社会資本整備総合交付金	60,852,000	60,853,000	-	
神奈川県市町村地域防災力強化支援事業費補助金	1,945,000	1,920,000	-	
確認申請等手数料 ※	6,669,000	7,553,000	1,922	
建築確認申請等手数料	1,402,000	1,297,000	41	
許可申請手数料	3,168,000	3,198,000	31	
仮使用認定申請手数料	0	0	0	
優良住宅認定手数料	0	0	0	
長期優良住宅認定手数料	1,648,000	1,677,100	221	
低炭素認定手数料	44,100	117,600	24	
位置指定道路申請	0	0	0	
省エネ適判・認定	0	789,000	24	
記載証明手数料	407,700	471,300	1,571	
住宅耐震改修証明手数料	0	3,000	10	
雑入	105,000	142,180	13,778	
位置指定道路他複写代	105,000	142,180	13,778	
合 計	69,571,000	70,468,180	15,700	

※ 100円単位切捨て

2 歳出

予 算 科 目	予 算 額	決 算 額	決 算 内 訳
木造住宅耐震改修促進事業費補助金	10,615,000	10,539,000	
建築指導事務経費	12,224,000	10,821,113	
マンション耐震事業費補助金	230,000	0	
建築確認台帳等電子化事業費	59,435,000	59,345,000	
合 計	82,504,000	80,705,113	

IV 建築指導行政統計（令和4年度）

1 年度別確認申請等受付件数

年度	区分	一般申請				小計	工事届 (確認除外区域)	計画通知	合計
		建築物		建築設備	工作物				
		1～3号	4号						
S59		574	1,384	47	97	2,102	1	354	2,457
60		661	1,297	49	127	2,134	3	348	2,485
61		693	1,319	87	113	2,212	1	323	2,536
62		804	1,319	76	168	2,367	3	146	2,516
63		782	1,249	107	125	2,263	0	203	2,466
H元		726	1,292	89	148	2,255	1	175	2,431
2		735	1,165	97	78	2,075	0	97	2,172
3		697	1,053	99	101	1,950	0	56	2,006
4		652	1,109	85	88	1,934	1	121	2,056
5		568	1,169	95	71	1,903	—	92	1,995
6		540	1,209	60	128	1,937	—	95	2,032
7		520	1,209	66	191	1,986	—	134	2,120
8		571	1,446	53	171	2,241	—	58	2,299
9		479	1,280	87	287	2,133	—	43	2,176
10		471	1,195	81	99	1,846	—	32	1,878
11	市	511	1,181	58	63	1,813	—	77	1,890
		(54)	(42)	0	0	(96)	—	(4)	
	指定機関	1	0	0	0	1	—	0	1
		0	0	0	0	0	—	0	0
計		512(54)	1181(42)	58	63	1814(96)	—	77(4)	1,891(100)
12	市	414	1,251	61	86	1,812	—	19	1,831
		(57)	(58)	0	(4)	(119)	—	0	(119)
	指定機関	2	0	4	0	6	—	—	6
		0	0	0	0	0	—	0	0
計		416(57)	1,251(58)	65	86(4)	1,818(119)	—	19	1,837(119)
13	市	401	1,031	48	95	1,575	—	15	1,590
		(65)	(45)	0	(2)	(112)	—	0	(112)
	指定機関	21	30	10	0	61	—	—	61
		(8)	0	0	(8)	—	—	(8)	
計		422(73)	1,061(45)	58	95(2)	1,636(120)	—	15	1,651(120)
14	市	267	802	35	57	1,161	—	23	1,184
		(55)	(28)	0	(3)	(86)	—	(2)	(88)
	指定機関	145	227	12	3	387	—	—	387
		(18)	(10)	0	0	(28)	—	—	(28)
計		412(73)	1,029(38)	47	60(3)	1,548(114)	—	23(2)	1,571(116)
15	市	177	572	25	40	814	—	—	814
		(23)	(27)	0	(2)	(52)	—	0	(52)
	指定機関	193	577	25	7	802	—	—	802
		(28)	(22)	0	0	(50)	—	—	(50)
計		370(51)	1,149(49)	50	47(2)	1,616(102)	—	34	1,650(102)
16	市	112	330	37	45	524	—	30	554
		(19)	(23)	0	(4)	(46)	—	0	(46)
	指定機関	280	1,195	30	20	1,525	—	—	1,525
		(28)	(42)	0	0	(70)	—	—	(70)
計		392(47)	1,525(65)	67	65(4)	2,049(116)	—	30	2,079(116)
17	市	65	197	35	52	349	—	14	363
		(21)	(16)	0	(2)	(39)	—	0	(39)
	指定機関	311	1,078	41	26	1,456	—	—	1,456
		(46)	(66)	0	(3)	(115)	—	—	(115)
計		376(67)	1,275(82)	76	78(5)	1,805(154)	—	14	1,819(154)
18	市	50	155	70	43	318	—	28	346
		(31)	(16)	0	(2)	(49)	—	(1)	(50)
	指定機関	314	1,026	37	23	1,400	—	—	1,400
		(50)	(80)	0	0	(130)	—	—	(130)
計		364(81)	1,181(96)	107	66(2)	1,718(179)	—	28(1)	1,746(180)

1 年度別確認申請等受付件数

年 度	区 分	一 般 申 請				小 計	工事届 (確認除 外区域)	計画通知	合 計
		建 築 物		建築設備	工作物				
		1～3号	4号						
19	市	32 (18)	224 (6)	19 (3)	25 (6)	300 (33)	— —	53 (1)	353 (34)
	指定機関	252 (61)	678 (80)	41 0	26 (1)	997 (142)	— —	— —	997 (142)
	計	284(79)	902(86)	60(3)	51(7)	1,297(175)	—	53(1)	1,350(176)
20	市	31 (8)	277 (18)	6 0	22 (1)	336 (27)	— —	35 (6)	371 (33)
	指定機関	217 (28)	475 (44)	24 0	24 0	740 (72)	— —	— —	740 (72)
	計	248(36)	752(62)	30	46(1)	1,076(99)	—	35(6)	1,111(105)
21	市	30 (6)	158 (12)	6 0	5 0	199 (18)	— —	25 (3)	224 (21)
	指定機関	193 (23)	526 (36)	22 0	22 0	763 (59)	— —	— —	763 (59)
	計	223(29)	684(48)	28	27	962(77)	—	25(3)	987(80)
22	市	30 (8)	107 (6)	5 0	13 0	155 (14)	— —	14 (3)	169 (17)
	指定機関	218 (23)	749 (36)	15 0	17 0	999 (59)	— —	— —	999
	計	248(31)	856(42)	20	30	1,154(73)	—	14(3)	1,168(76)
23	市	16 (4)	86 (10)	7 0	3 0	112 (14)	— —	23 (1)	135 (15)
	指定機関	215 (15)	788 (47)	25 0	31 0	1,059 (62)	— —	— —	1,059 (62)
	計	301(205)	804(51)	32	34	1,171(76)	—	23(1)	1,194(77)
24	市	18 (5)	96 (4)	2 (0)	1 (0)	117 (9)	— —	11 (3)	128 (12)
	指定機関	228 (31)	903 (42)	67 (0)	39 (0)	1,237 (73)	— —	— —	1,237 (73)
	計	246(36)	999(46)	69	40	1,354(82)	—	11(3)	1,365(85)
25	市	9 (9)	68 (12)	2 (0)	2 (0)	81 (21)	— —	7 (1)	88 (22)
	指定機関	227 (36)	848 (55)	59 (0)	29 (0)	1,163 (91)	— —	— —	1,163 (91)
	計	236(45)	916(67)	61	31	1,244(112)	—	7(1)	1,251(113)
26	市	11 (5)	63 (9)	2 (0)	3 (0)	79 (14)	— —	27 (4)	106 (18)
	指定機関	209 (33)	704 (42)	35 (2)	25 (0)	973 (77)	— —	— —	973 (77)
	計	220(38)	767(51)	37(2)	28(0)	1,052(91)	—	27(4)	1,079(95)
27	市	9 (7)	32 (1)	3 (0)	2 (0)	46 (8)	— —	18 (3)	64 (11)
	指定機関	216 (35)	648 (25)	40 (0)	24 (0)	928 (60)	— —	— —	928 (60)
	計	225(42)	680(26)	43	26	974(68)	—	18(3)	992(71)
28	市	5 (4)	27 (8)	7 (0)	11 (0)	50 (12)	— —	6 (6)	56 (18)
	指定機関	214 (25)	733 (36)	45 (0)	25 (0)	1,017 (61)	— —	— —	1,017 (61)
	計	219(29)	760(44)	52	36	1,067(73)	—	6(6)	1,073(79)
29	市	3 (2)	39 (5)	0 (0)	1 (1)	43 (8)	— —	12 (3)	55 (11)
	指定機関	196 (25)	636 (40)	36 (2)	29 (2)	897 (69)	— —	— —	897 (69)
	計	199(27)	675(45)	36(2)	30(3)	940(77)	—	12(3)	959(80)
30	市	8 (4)	22 (0)	1 (0)	16 (0)	47 (4)	— —	6 (1)	53 (5)
	指定機関	190 (21)	773 (41)	46 (0)	23 (0)	1,032 (62)	— —	— —	1,032 (62)
	計	198(25)	795(41)	47(0)	39(0)	1,079(66)	—	6(1)	1,085(67)

1 年度別確認申請等受付件数

区 分 年 度		一 般 申 請						小 計	工事届 (確認除 外区域)	計画通知	合 計
		建 築 物		建築設備	工作物						
		1～3号	4号								
R元	市	1 (0)	15 (1)	0 (0)	6 (0)	22 (1)	—	—	12 (1)	34 (2)	
	指定機関	159 (14)	764 (40)	36 (0)	13 (1)	972 (55)	—	—	—	972 (55)	
	計	160 (14)	779 (41)	36 (0)	19 (1)	994 (56)	—	—	12 (1)	1,006 (57)	
R2	市	4 (0)	10 (1)	1 (0)	5 (0)	20 (1)	—	—	5 (0)	25 (1)	
	指定機関	154 (33)	676 (46)	38 (0)	15 (1)	883 (80)	—	—	—	883 (80)	
	計	158 (33)	686 (47)	39 (0)	20 (1)	903 (81)	—	—	5 (0)	908 (81)	
R3	市	0 (0)	6 (1)	1 (0)	9 (0)	16 (1)	—	—	12 (4)	28 (5)	
	指定機関	147 (25)	656 (36)	48 (0)	17 (0)	868 (61)	—	—	—	868 (61)	
	計	147 (25)	662 (37)	49 (0)	26 (0)	884 (62)	—	—	12 (4)	896 (66)	
R4	市	1 (1)	13 (1)	1 (0)	0 (0)	15 (2)	—	—	6 (1)	21 (3)	
	指定機関	169 (25)	708 (41)	56 (0)	20 (0)	953 (66)	—	—	—	953 (66)	
	計	170 (26)	721 (42)	57 (0)	20 (0)	968 (68)	—	—	6 (1)	974 (69)	

*平成5年度から確認除外区域がなくなりました。

*平成11年度以降の()内数は、計画変更確認申請件数です。(一般の申請とは別に計上しています。)

*平成11年度以降から指定確認検査機関の確認件数を表示しています。

*厚木市以外の計画通知は手数料を徴収しているため、また、厚木市の計画通知でも構造計算適合性判定が必要なものは、その手数料は徴収しているため、P6の表の件数と本表の件数は一致しません。

*指定機関件数については確認件数を基にしています。

2 年度別確認申請等受付件数

(1) 建築物確認申請受付件数（用途別・地区別）

用途別	地区別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
		厚木	依知	睦合	荻野	小鮎	玉川	南毛利	相川	緑ヶ丘	森の里	
一戸建住宅	市	0	0	3	0	0	0	1	3	0	0	7
	指定機関	47	109	201	101	45	5	164	47	12	4	735
	小計	47	109	204	101	45	5	165	50	12	4	742
併用住宅	市	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	指定機関	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	小計	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3
共同住宅	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定機関	23	1	4	0	0	0	10	6	0	0	44
	小計	23	1	4	0	0	0	10	6	0	0	44
長屋住宅	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定機関	0	7	5	1	0	0	3	1	0	0	17
	小計	0	7	5	1	0	0	3	1	0	0	17
事務所	市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	指定機関	2	3	1	0	1	0	3	2	0	2	14
	小計	2	4	1	0	1	0	3	2	0	2	15
店舗	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定機関	2	1	3	2	2	0	3	1	0	0	14
	小計	2	1	3	2	2	0	3	1	0	0	14
工場	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定機関	0	2	6	0	1	0	1	1	1	0	12
	小計	0	2	6	0	1	0	1	1	1	0	12
倉庫	市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	指定機関	0	4	6	1	5	0	3	6	0	1	26
	小計	0	4	6	1	6	0	3	6	0	1	27
病院	市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	指定機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
学校	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定機関	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	小計	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
ホテル	市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	指定機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	市	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	指定機関	3	1	3	1	0	0	3	0	0	0	11
	小計	3	1	5	1	0	0	3	0	0	0	13
合計	市	0	1	6	0	1	1	2	3	0	0	14
	指定機関	77	128	230	109	54	5	190	64	13	7	877
	合計	77	129	236	109	55	6	192	67	13	7	891

※ 市は計画通知受付件数を除き、指定確認は確認件数によるものです。

(2) 建築物確認申請受付件数 (構造別・地区別)

地区別		厚木	依知	睦合	荻野	小鮎	玉川	南毛利	相川	緑ヶ丘	森の里	合計
構造別												
木造	市	0	1	4	0	0	1	1	3	0	0	10
	指定機関	55	107	201	100	45	4	147	47	10	4	720
	小計	55	108	205	100	45	5	148	50	10	4	730
鉄骨造	市	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	3
	指定機関	20	20	29	8	8	1	41	15	3	2	147
	小計	20	20	30	8	9	1	42	15	3	2	150
RC造	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定機関	2	1	0	1	0	0	0	2	0	1	7
	小計	2	1	0	1	0	0	0	2	0	1	7
SRC造	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	市	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	指定機関	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3
	小計	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	4
合計	市	0	1	6	0	1	1	2	3	0	0	14
	指定機関	77	128	230	109	54	5	190	64	13	7	877
	小計	77	129	236	109	55	6	192	67	13	7	891

※ 混構造建物は、主要な構造に計上しています。

※ 市は計画通知受付件数を除き、指定確認は確認件数によるものです。

(3) 建築物確認申請受付件数 (階数別・地区別)

用途別		地区別										合計
		厚木	依知	睦合	荻野	小鮎	玉川	南毛利	相川	緑ヶ丘	森の里	
地階 その他	市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	指定確認	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	小計	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
1階	市	0	1	4	0	1	0	0	2	0	0	8
	指定確認	5	8	28	9	9	2	17	9	3	1	91
	小計	5	9	32	9	10	2	17	11	3	1	99
2階	市	0	0	2	0	0	1	1	1	0	0	5
	指定確認	38	116	194	100	43	3	161	48	10	4	717
	小計	38	116	196	100	43	4	162	49	10	4	722
3階	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	29	1	8	0	0	0	12	6	0	1	57
	小計	29	1	8	0	0	0	12	6	0	1	57
4階	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	4
	小計	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	4
5階	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3
	小計	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3
6階	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
7階	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8階	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9階	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10階	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
11階	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12階	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
13階 以上	市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定確認	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	市	0	1	6	0	1	1	2	3	0	0	14
	指定確認	77	128	230	109	54	5	190	64	13	7	877
	合計	77	129	236	109	55	6	192	67	13	7	891

※ 地階/その他は、市が防音壁のみ、指定確認が外構のみによるものです。

※ 市は計画通知受付件数を除き、指定確認は確認件数によるものです。

3 厚木市及び指定確認検査機関の確認等処分状況（令和4年度）

(1) 確認処分、中間検査、完了検査件数

区分 機関名	建築物		建築設備		工作物		合計	比率 (%)
	確認済	計画変更	確認済	計画変更	確認済	計画変更		
	完了検査	中間検査	完了検査		完了検査			
厚木市	17	1	1	0	2	0	21	2.0
	10	1	3		11		25	2.3
指定確認検査機関	877	66	56	0	20	0	1,019	98.0
	819	157	52		21		1,049	97.7
処分件数 合計	894	67	57	0	22	0	1,040	—
	829	158	55		32		1,074	—

上段：確認及び計画変更交付件数、下段：検査済証交付・中間検査済証交付件数。

※厚木市件数は計画通知を含みます。

(2) 建築確認交付件数（法区分等内訳）

区分	厚木市			指定確認検査機関		
	1～3号	4号	小計	1～3号	4号	小計
建築確認	1	10	11	169	708	877
うち構造適合性判定を行ったもの	0	0	0	26	0	26
建築計画変更	1	0	1	25	41	66
うち構造適合性判定を行ったもの	0	0	0	0	0	0
建築設備 確認	1			56		
建築設備計画変更	0			0		
工作物 確認	0			20		
工作物計画変更	0			0		

※厚木市件数は計画通知を除いたものです。

4 計画通知件数

区分	建築物		建築設備	工作物	合計
	1～3号	4号			
受付件数（計画変更含む）	5	0	0	2	7
確認済証交付件数（計画変更含む）	7	0	0	2	9
うち構造適合性判定を行ったもの	0	0			0
検査済証交付件数	2	1	2	0	5

5 許可状況

許可該当条項	許可事項	許可件数
法第43条	敷地等と道路との関係	5
法第44条	道路内の建築制限	2
法第48条	用途地域における建築	0
法第51条	敷地の位置	0
法第56条の2	日影による高さの制限	0
法第85条第6項	仮設建築物	25
合計	計	32

6 仮使用認定件数

区 分	法第7条の6	法第18条
厚木市	0	0
指定確認検査機関	1	-

7 道路位置指定の申請状況

申請件数	指定件数	指定延長(m)
0	2	69.32

8 木造住宅耐震改修促進事業申請状況

	申 請 件 数	補助金 交付件数
耐震診断	12	12
耐震設計	8	8
耐震改修	7	7

※ () 内数は、件数に含む。

9 長期優良住宅建築等計画申請状況

	申 請 件 数	認定件数
新規	207	204
変更	12	12
合計	219	216

10 みんなのバリアフリー街づくり条例申請状況

申請件数	適合件数
29	5

11 耐震改修促進法申請状況

申請件数	認定件数
0	0

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の届出状況

届出件数
36

13 防 災

(1) 定期調査等の報告件数

区 分	指 定 及 び 報 告			是正を必要とする件数	改善通知をした件数	是正された件数
	指定件数	報告すべき件数	報告件数			
特殊建築物	224	224	133	82	82	22
昇降機等	2,007	2,007	1,982	111	111	57
特殊建築物のその他の建築設備	491	491	292	92	92	27

(2) 防災査察状況

区 分	上 期		下 期	
	査察実施件数	改善指摘件数	査察実施件数	改善指摘件数
興業場等	0	0	0	0
病院等	0	0	0	0
ホテル等	0	0	0	0
百貨店・スーパーマーケット	0	0	0	0
遊技場等	0	0	1	1
複合用途建築物	2	2	1	1
地下街	0	0	0	0
アーケード	0	0	0	0
その他（老人ホーム、グループホーム）	0	0	0	0
合 計	2	2	2	2

14 建設リサイクル法に基づく届出及び通知等の状況

(件)

受理件数	解体工事	新築・増築工事	修繕工事	土木・工作物工事	合 計	パトロール日数	行政指導等件数
民間届出	388 (13)	54	12	99 (2)	553 (15)	2	0
公共通知	1	8	2	127	138	—	—
計	389 (13)	62	14	226	691 (15)	2	0

※ 届出件数の（ ）内数は変更届出の数で、件数に含む。

V 建築審査会

1 建築審査会委員 (令和5年4月1日現在)

役職	氏名	選出区分
会長	市原 出	学識経験者 (建築)
委員	川名 基義	学識経験者 (行政)
委員	小杉 伸夫	学識経験者 (経済)
委員	菅沼 浩一	学識経験者 (建築)
職務代理	林 志保	学識経験者 (法律)

2 建築審査会実績 (令和4年度)

回数	開催日	審議案件等の内容
第1回	令和4年4月21日	(1) 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可について (2) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について (3) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可について
第2回	令和4年10月12日	(1) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について (2) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可について
第3回	令和4年12月19日	(1) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について (2) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について

VI その他の統計 (令和4年度)

1 神奈川建築コンクールの実施状況

住宅部門、一般建築物部門ともに市内の受賞作品なし

2 建築協定一覧

(令和5年3月31日現在)

名 称	区 域	認可年月日(公告)	有 効 期 間	更 新 方 法 特 記
厚木毛利台建築協定	毛利台一丁目1547-13他	平成21年3月16日	認可日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
厚木古松台建築協定	飯山南五丁目(旧字古松上)2116-11他	昭和56年8月31日	認可日から10年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
神奈川県内陸工業団地建築協定	上依知字上ノ原3003-1他	昭和59年5月24日	認可日から5年間	協定者の過半数から廃止の申立てが無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
王子二丁目建築協定	王子二丁目1304-5他	平成4年7月1日	認可日から10年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
厚木サテライトビジネスパーク地区建築協定	岡田字中丸3042~3073(3058を除く)	平成5年4月9日	法第86条第1項に基づく一団地認定の取消がされる日まで	
森の里一丁目建築協定	森の里一丁目1-1他	平成8年2月15日	認可公告の日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
森の里二丁目建築協定	森の里二丁目1他	平成11年4月30日	認可公告の日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
森の里三丁目建築協定	森の里三丁目2-1他	平成11年1月6日	認可公告の日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
森の里四丁目建築協定	森の里四丁目1-1他	平成10年9月7日	認可公告の日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
温水西一丁目戸建て開発地域建築協定	温水西一丁目980-16他	平成22年11月9日	認可公告の日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
温水西一丁目戸建て開発地域第2街区建築協定	温水西一丁目980-38他	平成24年10月10日	認可公告の日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
温水西一丁目戸建て開発地域第3街区建築協定	温水西一丁目980-91他	平成24年9月10日	認可公告の日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
温水西一丁目戸建て開発地域第4街区建築協定	温水西一丁目980-1の一部他	平成25年11月12日	認可公告の日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
森の里五丁目建築協定	森の里五丁目1-1他	平成26年9月1日	認可公告の日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)
温水西一丁目戸建て開発地域第5街区建築協定	温水西一丁目980-1の一部他	平成27年7月29日	認可公告の日から5年間	協定者の過半数から異議等の申し出が無い限り引き続き5年間有効(以後同じ)